

平成30年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成30年3月16日 午前10時14分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
上下水道課長	長峰博美君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	仲代直人君
税務課長	石山和雄君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年3月16日（金曜日）

午前10時14分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第8号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第9号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程11. 議案第10号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程12. 議案第11号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程13. 議案第12号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程14. 議案第13号 平成29年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程15. 議案第14号 平成30年度河内町一般会計予算
- 議案第15号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 平成30年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第17号 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第18号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第19号 平成30年度河内町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度河内町水道事業会計予算

日程16. 議案第22号 河内町特別職の給与の減額に関する条例の制定について

日程17. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程4. 議案第3号

日程5. 議案第4号

日程6. 議案第5号

日程7. 議案第6号

日程8. 議案第7号

日程9. 議案第8号

日程10. 議案第9号

日程11. 議案第10号

日程12. 議案第11号

日程13. 議案第12号

日程14. 議案第13号

日程15. 議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

日程16. 議案第22号

日程17. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時14分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、秋山 明外7名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、胃がん対策について、交通弱者対策については星野初英君からの質問です。

2、防災・減災対策について、かわち直販センターについては諸岡周示君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様、おはようございます。9番星野初英でございます。

区長会の皆様、早朝より足元の悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。雑賀町長を初め、執行部の皆様の、日ごろより住民の皆様に寄り添い、町の発展のために努力してくださっていることに対し、感謝申し上げます。

それでは、町民の皆様からの声を届けるために、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

どこの市町村でも課題ですが、少子高齢化が大変に進んでいます。我が町の高齢化率は、全国や茨城県を上回る早さで進んでおり、平成29年10月現在で36%に達しております。今後、団塊の世代の方が75歳になるころには、ますます高齢化が進むことは間違いありません。

住民の高齢化が進むことに比例して、医療費も年々ふえていくことは目に見えて明らかです。現在もそうですが、今後、高齢化が進むに当たって、ますます買い物弱者や病院等々に行くにも交通網が整っていないので、高齢になっても車を手放せない状況になっております。車がなければどこにも行けない状況が現状だと思います。

今回、私は胃がん対策についてと、前回、諸岡議員からの質問もありましたが、交通弱者対策についての2項目の質問をさせていただきます。

詳細は自席にて質問させていただきます。

担当課長、教育長の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 1回目の質問をさせていただきます。

平成23年12月に、私は、がん対策についての質問をさせていただきました。そのときに、胃がん予防検診でピロリ菌の検査の導入をお願いいたしましたが、残念ながら実施されておられません。

日本人の60%の方がピロリ菌に感染していると推計され、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんのリスクが上がると言われています。2013年に、胃がん予防のため、感染胃炎を含めピロリ菌除菌、薬事上の適用を拡大し、保険適用になりました。保険適用から4年後の2017年には、国で約150万件の除菌が行われ、亡くなる方は約7%の減少を示したそうです。

人によっては、1回の除菌ではピロリ菌の除菌ができず、2回以上除菌する方もいるそうです。国では、ピロリ菌除菌の件数は4年間で約450万人だそうです。除菌すると胃が若返るとも言われております。

今、現在、河内町では、保健センターにおいて、年に1回、集団検診が行われています。そのときに血液検査も行っていると思います。その検査結果からピロリ菌がいるかどうか調べることができると思います。

そこで、大槻課長にお伺いいたします。河内町は、胃がん予防検診としてピロリ菌除菌検査を導入してはいかがでしょうか。また、その場合、金額はどのくらいかかりますか、答弁お願いいたします。

私たち、井戸水で育った人は、ピロリ菌感染している人が70から80%と多いそうですが、1970年代生まれの方は10%前後と言われております。しかし、現在、日本の水道水は世界一よい衛生環境です。今では、水や土壌からの感染症はほとんどないとのこと。若い人のピロリ菌感染率は世界でも一番低く2015年で5%程度だそうです。したがって、胃酸が少ない乳幼児がピロリ菌感染する可能性は、水道水等ではなく人から人と考えられます。そこで、乳幼児に対する食べ物の口移しはピロリ菌のリスクが高いので注意が必要です。

そこで、お伺いいたします。高齢者の方は、ピロリ菌の陽性の方が多いと言われておりますので、孫等に口移しで食べ物を与えないように、また、東南アジアやアフリカ、中南米などの発展途上国では、ピロリ菌の感染源となる場合が多いので、生水等に注意し、口にしないように注意喚起してはいかがでしょうか。あわせて、大槻課長、答弁お願いいたします。

今、将来の胃がん予防のため、中学生を対象にピロリ菌の検査除菌に乗り出す自治体がふえてきております。佐賀県では、県全体の中学3年生の生徒で同意が得られ、6,953人の学校健診の尿の残りを利用し、ピロリ菌感染を無料で調べています。陽性と判定された399人のうち229人が便による2次検査を受け、208人が除菌対象になったそうです。胃がんになる人を減らすという目的で始めたそうです。岡山県真庭市、大阪府高槻市、兵庫県篠山市でも始まり、北海道日高市、秋田県、山形県鶴岡市、長野県、大分県など、多くの自治体も手を挙げ始めました。

そこで、お伺いいたします。河内町では、まだ井戸水を使用しているご家庭がございますので、学校検尿を使用しての中学生のピロリ菌検査除菌を導入されてはいかがでしょうか、大野教育長、答弁お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

県内でピロリ菌検査を実施している市町村は牛久市と鹿嶋市でございます。その内容でございますが、牛久市では、胃リスク検査という検査名で実施しており、当日、胃がん検診を受ける方の中で41歳、46歳、51歳の方が対象だそうです。補助については1回限りで

ございますが、全額補助でございます。

また、鹿島市は、胃がんリスク検診という検査名で実施し、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳が対象だそうです。補助については1,700円、本人負担が1,000円です。

その他、県内では石岡市と龍ヶ崎市が来年度から実施する予定だと聞いておりますが、詳しい内容についてはわかっておりません。

そして、河内町においてですが、健診をお願いしています茨城県総合健診協会に相談をしたところ、特定健診時の血液検査からピロリ菌の検査ができると聞いておりますので、実施は可能だと思われまます。

ピロリ菌検査を導入する場合ですけれども、萎縮性胃炎の検査もセットで同時に行うようになります。この検査は、胃がんになりやすい状態かを調べる検査でございます。河内町で実施した場合、検査料については2,700円になります。

次に、ピロリ菌感染予防についてですが、星野議員に以前から言われておまして、ちょうど先日の3月2日に行われました高齢者講演会において、ピロリ菌、虫歯菌の感染予防のチラシを配布いたしまして、保健師に説明をさせたところでございます。今後も、検診時などにチラシの配布や広報等も行い、感染予防の注意喚起をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、星野議員のご質問にお答え申し上げます。

学校では、学校保健安全法施行規則に基づきまして、例年、健診を実施しております。その項目の中に尿検査があります。これは腎臓病を早期発見するという目的で実施しています。この項目の中にピロリ菌に対する検査は今のところ入っておりません。

こちらでも調べましたところ、日本ヘリコバクター学会等では、このピロリ菌に関する検査をすることで、胃がんの早期発見にもつながることを示唆しております。国立がんセンターの統計によりまして、50歳代で約70%の人がその心配があるというようなことも示されておるわけですけれども、このピロリ菌検査は内視鏡検査、人間ドック、さらに血液検査、尿検査というような流れで検査できます。現在、尿中ピロリ菌抗体検査費について、学校関係の児童生徒の検査をお願いしております取手医師会、この中に検査センターがございしますが、そこでお尋ねしましたところ、現在行っている尿検査にピロリ菌検査を含めた場合、税込みで2,160円追加されるということでした。

さらに、大体12歳から15歳程度で感染している可能性があるというようなことで、実施しているところは中学2年生を対象に行っています。これを、もし陽性であると判定された場合には、第2次抗体検査を行いまして、さらに除菌、薬での除菌になりますけれども、その場合に、今度は保護者の対処のあり方が懸念されます。実際には、除菌するには4万円程度の費用がかかるということが言われておりますので、今後、先ほど星野議員から

他県の状況についてご報告ございましたけれども、茨城の場合ですと、水戸市で血液検査から検査を行うということを取り入れました。ただ、この血液検査につきましては、学校保健安全法施行規則の中に、以前は貧血検査がありましたが、現在は除かれております。これは注射針に対しての抵抗を示す児童生徒が多いということで、禁止、除外されたわけです。ですから、この貧血検査での対応は難しいと思いますが、尿検査の中からということであれば、やはり国の法律もございますので、法律または県の動向、また、先ほど大槻課長からもありましたように、関係部署との連携を図りながら、どう進めていくかについては検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大槻課長から、ピロリ菌除菌の金額が2,700円かかるというお話がございました。我が町では、人間ドックを受ける方に2万3,000円の補助金が出ています。ピロリ菌除菌の検査も全額とは言いませんが、町民の方の負担を少しでも軽くして、1人でも多くの方がピロリ菌検査が受けられるように、せめて1,500円の個人負担でできるように、1,200円ぐらいの補助金を出すということではできないものでしょうか。通告にはございませんが、町長さんの考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、孫等に口移しとかは、虫歯だけでなくピロリ菌がうつってしまう場合がありますので、周知をお願いしましたところ、早速チラシをつくっていただき、高齢の方の集まるときにお話をしていただきまして、本当にありがとうございます。今後も、広報等に載せていただき、引き続き周知をよろしくお願い申し上げます。

教育長、詳しく調査いただきましてありがとうございます。若いうちにピロリ菌除菌を実行して、胃の病気や胃がんで苦しまないためにも、学校保健安全法に入っていないくとも、また、いろいろな部署の方とも検討しながら、中学生のピロリ菌除菌のほうも、ぜひとも前向きに今後とも検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員、本当にいろいろと考えていただき、本当にありがとうございます。

この胃がんに限らず、健康というものがいかに大切かということは、もう言うまでもございません。その中で、今、議員がお考えになって質問していただいたことは、本当に町民の方の健康に関して、公的な検査、健康診断はありますけれども、それ以外で、例えば対象になっていなくても、そういうリスクが多いということであれば、財政措置が必要になってくると思いますけれども、議員のご理解もいただき、それに当たっての総合的な、いろいろな情報を収集して、どのあたりが適切かということを検討する必要があると思います。ですから、そういうことを考えますと、今この時点でどうかということよりも、しっかりそのあたりを精査をして、専門家にも話を聞いて、どのあたりまでそういう検査等、

自治体のほうで補助したらいいか、検討をしていくような形を考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 突然、町長、ありがとうございました。済みません。今後、期待をしております。

私の知っている方でも二、三人、やはりピロリ菌除菌をしていなくて胃がんになったという方を最近見かけたものですから、今回、そういった質問をさせていただきました。

国内のピロリ菌感染者は、中高年を中心に約3,500万人、衛生状態がよくなり、若い世代ほど感染率は低いとされています。現在、新たに胃がんにかかる人は、年間13万人とのことです。ピロリ菌検査を若いうちに実行して、胃がんや胃の病気にかからない、胃がん撲滅の河内町にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、交通弱者対策についてお伺いいたします。

平成19年、21年とデマンドタクシーについての質問をさせていただいております。また、昨年12月5日に提出いたしました予算要望書の中にも、デマンドタクシーのことも要望させていただいております。

我が町は、町内に病院も、大きなスーパーもないため、どうしても他市町村を利用しなければならぬことや、陸運局の許可等々幾つもの難題を乗り越えなければならぬこともわかりますが、このままでは高齢になって、河内町に住んでいたくても住めなくなって出ていく方も今以上にふえてくるのではないかと考えます。この問題を何とかしなければ、ますます人口減少にもつながってしまいます。

コミュニティバスは、朝と夕方は学生が利用しておりますが、日中は余り利用者がいないのではないのでしょうか。利根川沿いの方や古河林等の新利根川沿いの方、内野の地域の方々等は、バスを利用しようと思っても、バス停まで行くことが大変なため利用できない方がおります。

福祉センターで行っている有償運送は、障害のある方、介護認定のある方等が利用できますが、高齢者でも比較のお元気な方で運転できない方、また、運転免許証を返納した方は、お医者さんや買い物に行きたくても自由に行けない状況です。そこで、バスの時刻に合わせてコミュニティバスの連携をとって、バス停までデマンドタクシーを取り入れることはできないのでしょうか。

また、現在、対策を考えていることがございましたら、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

初めに、町のコミュニティバスの現状等について、ご説明いたします。

町のコミュニティバスは、民間の路線バスが廃止されたことに伴い、龍ヶ崎市方面への通学、通勤等が困難になったことに対する町民からの要望を受け、平成18年1月からの試

験運行を経て同年4月から本運行を開始しております。

現在は、十三間戸から竜ヶ崎駅までの路線で1日4往復、8便が運行しておりますが、平成28年度は1万4,093人、月平均にしますと1,174人の方が利用されております。このような経緯から、コミュニティバスの停留所は、廃止された民間の路線バスの停留所を参考として町を横断する県道沿いに設置されております。

現在、町のコミュニティバスは、高校生等の利用も多く、龍ヶ崎市方面への通学等の手段として、限られた財源の中で効率的な運行に努めておりますけれども、ご指摘のように、停留所から離れた地域にお住まいの方、特に高齢者等がコミュニティバスを利用しにくい状況もあるのではないかと思います。

町では、高齢者等の交通弱者の医療機関等への移動手段支援として、コミュニティバスの一部の便を龍ヶ崎市の済生会病院まで延長することを計画し、地元自治体の龍ヶ崎市と協議を行ってまいりました。このたび、コミュニティバスの済生会病院への運行ルートの延長と、これに伴う時刻表の改正案について、龍ヶ崎市及び町の公共交通会議において承認をいただき、今後は、国土交通省茨城運輸支局への運行計画変更の認可申請を行い、認可された後に、コミュニティバスの済生会病院への運行延長が実現することとなります。

このことにより、医療機関の受診に加え、病院周辺の商業施設等を利用することも可能となり、交通弱者等の買い物支援としても期待しております。

私からは以上です。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） お答えいたします。

福祉課では、今回、予算に計上いたしましたタクシー助成事業の試験的な運行の概要についてご説明申し上げます。この事業は、タクシー利用者に一定の助成を行うもので、地元金江津タクシーに業務をお願いし、金江津地区で基本70歳以上の方が利用できるものでございます。

また、助成額はワンコイン分の500円を想定し、運行日は、月曜日から金曜日、運行時間は午前8時から午後5時まで、そして申し込みにつきましては、利用する前日までにタクシー会社に申し込むなどが現時点での予定の概要でございます。その他、詳細につきましては検討中でありまして、これから詰めていきたいと思っております。あくまでも試験的な運行を予定しているため随時変更等も可能だと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 地域公共交通対策ということで、担当課といたしまして、ご質問にお答えさせていただきます。

河内町の地域公共交通といたしましては、総務課長より説明がありましたコミュニティバスが運行されているのみであり、このコミュニティバスにつきましても、関東鉄道の路

線バスの廃止に伴う代替運行バスとして、平成18年度の試験運行に始まり、これまで10年が経過しており、その間、運行本数や時刻表の改正は行っておりますが、基本ルートについての見直しは行っていないこともあり、本来のコミュニティバスとしての利活用につきましては、他の市町村の運行と比べると多少の相違があるものとも思われます。

先ほどのご質問にありました、一部の地域でバス停まで行くことが大変だというご意見につきましては、もともとの路線バスルートが幹線沿いを運行していたものをそのまま継承していることから、部分的に公共交通不便地区、こちらが存在しているためと考えられます。さらに今後は、高齢化が進む中で、運転免許を返納されていく方や運転免許をお持ちでない方など、交通弱者に含まれる方々が年々増加していくことも考えられます。

このような状況の中、地域公共交通網の再整備が喫緊の課題ではありますが、コミュニティバスにつきましては、先ほど総務課長より説明がありましたとおり、長年にわたり住民の皆様から要望のありました龍ヶ崎済生会病院までの運行延長が来年度より可能となる見込みであり、病院周辺には商業施設等も隣接していることから、買い物目的の方の利活用も見込めるものと考えております。

また、福祉課長より説明がありましたタクシー助成事業を、地元のタクシー事業者様のご協力により、金江津地区で試験的に行うこととした事業費を当初予算に計上しております。タクシー助成事業につきましては、既存の事業者への補助費として行うことを前提としており、デマンド型タクシー等の運行に関する国等への許認可申請を得る必要がないと考えられることから、試験的運行が容易にできるものと考えております。

来年度につきましては、これら事業の実施に伴う効果検証をもとに、本町の実情に合った地域公共交通網の検証について、国、県等の交付金の活用も含めて、関係各課と連携して検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 課長さん方、ありがとうございました。

金江津地区のデマンドタクシーが試運転が始めるということで、70歳以上の方が500円の助成があって利用できるということはとても素晴らしいことだと思いますので、金江津地区の皆さんが喜んで利用できるような方向でお願いしたいと思います。

また、コミュニティバスが済生会まで2往復できるという、やっとな延長できるということでお伺いいたしましたけれども、そうすると、今、あの地域は本当に買い物するのにもほとんどのお店がそろっていて、また、食事するところもそろっていて、とても便利になると思います。少しでも早く実施することを願っております。

問題は、コミュニティバスのバス停の問題を、もっと住民の方々が利用しやすいようにしなければならないと考えております。課長さん方も考えてくださっていると思いますけれども、デマンドタクシーといっても龍ヶ崎、利根、他市町村ではほとんどタクシー会社

を使ってやっているとお聞きいたしました。バス停の見直し、今までのバス停を使っていることから、やはりそういったいろいろなことが利用できないと思うんですね。ですから、例えば、公共施設を使って、各沿線沿いというか、福祉センター、公民館、役場、そしてつつみ会館、そういった公共施設を利用して、そういったところもバス停の一部に入れていただければ、そこにデマンドタクシーを行ったり来たりさせるような状況ができれば、バスを待っているにしても、屋根のあるところで、屋根をつける必要もなくなる、そういった形も利用しながら考えていただければと思います。そこに、公共施設であれば、そこで待っている時間も少し長くても大丈夫だと思いますし、そういった点で、そこにデマンドタクシーを利用できればいいかなと私は考えております。

いろいろな問題をクリアしなければいけないことは重々わかっておりますけれども、やはり皆さんで知恵を出し合って、住民の方が利用しやすいように、何とか現実的に住民の方が利用できればいいなという考えで思っております。これも、本当に申しわけございませんけれども、通告にはございませんが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 交通弱者の問題は、本当にこれからますます深刻になると考えております。

コミュニティバスの停留所まで行くというその部分で、今、提案がありました公共施設を経由していくという形は、聞いていておもしろいなと思いましたが、町内でうまく接続できるようなこと、あと、金江津タクシーさんを使ったワンコインの、今回、試験的に導入をするわけですけれども、連携というんですかね、このままうまくいくように、もう少し調整をできないかと思っておりますので、検討させてください。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。

本当に今、バスを走らせるにしても、デマンドタクシーにしても、運転士さんが大変というようなこともお聞きいたしました。そうした中ですが、河内町には、本当に、先ほども言いましたけれども、スーパーも病院もなく、やはり龍ヶ崎市や成田等の近隣の市町村を使わなければいけない、利用しなければいけないという状況であります。交通弱者、買い物弱者、免許返納の方が安心して住むことができるように、大変でしょうけれどもよろしく願い申し上げます。それで、私の一般質問は終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。6番、諸岡周示です。傍聴の皆様には、常日ごろ、ご理解とご関心をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、東日本大震災から7年の歳月がたちました。いまだに復興半ばであるのが現状で

あります。この間、常磐道を福島県のほうに差しかったときに、両サイドに黒いトン袋が无数重なり合って、また、家並みがありますが、周りは草がぼうぼう生い茂り、ゴーストタウンになっている状態です。これも原発の影響かもしれませんが、また、河内町においても皆さん思い浮かべていただければと思いますが、あのとき、何をどうしているか大変わからなく右往左往したと思います。誰もがそう思ったかもしれません。

そんな災害に対しまして、私も議員になりまして2年がたちますけれども、防災、減災に対して幾度なく議会に質問されましたが、答弁としては検討を進めてまいりますというようなことで、一向にその先が見えないというような、私はそう思います。あえて、きょうはその関連する自主防災組織についての質問、そして避難所管理についての質問をいたします。

また、2月に1審の判決が出た明け渡しの件で、いわゆるかわち直販センターに関する質問をいたしますので、担当課長、そして雑賀町長におかれましては丁寧にわかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

詳しいことは自席にていたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、先ほど言いましたように、自主防災組織についての質問も一つ目、いたしたいと思います。

町では、たしか3年がたつと思いますけれども、防災訓練を実施しています。いつも感じることは、行政の担当、そして消防団、そして民生委員の方々の皆様、そして常設消防、また、声をおかけして参加してくださる住民の皆様です。果たして、これでこれから何年か先に来るだろうという南海トラフ等々、大規模災害に対応できるのかと、非常に私は疑問を持っています。

たしか平成十二、三年ごろ、自主防災組織を申請して、あのとき補助金は10万円が出たと思いますが、立ち上げて、今は実際、これが休眠状態だろうと思いますけれども、あのときの、要は自主防災組織が今のところ休眠状態ですけれども、幾つあるのか、たしか前も議会で質問あったと思いますけれども、担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町の自主防災組織は、行政区単位での組織となっておりまして、町地域防災計画では、平成6年に源清田の堤地区での結成を初めとして、平成12年度に遠下地区等6組織、平成13年度に角崎町歩地区等15地区、平成16年度に浄玄地区等8地区が結成され、現在30組織となっております。

地区別の内訳は、生板地区が8組織、源清田地区が11組織、長竿地区が8組織、金江津地区が3組織となります。平成12年度から平成13年度にかけての組織の結成が多くなっておりますが、当時、町の消防団等の協力により、区長等に働きかけ、県の補助金等も活用

し、自主防災組織設立の推進を図ったと聞いております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

平成十二、三年だと、十七、八年たつと、なかなかその組織を活動させるのは難しいと私は感じております。しかし、本来、自助という観点から、自分たちの身は自分で守ることから、地域または地区、行政区ですね、顔の見える環境をより密接にして、その後押しを行政側でしてもらえればと思います。その地区に自主防災組織の意義、そして存在や活動の事例など、もう一度広めていただきたいと思います。担当課長のほうに質問をいたします。

また、私、消防団のほうの団長もしていますけれども、3月末には、防災士が団として30名ほど誕生いたしますので、ご報告を申し上げます。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

自主防災組織は、災害時において、自分の身は自分で守る自助、地域や隣近所の助け合である共助、国や県、市町村等が支援、援助する公助において、共助の柱となる組織であると考えております。

地域住民が、自分たちの地域を自分たちで守るために自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うという役割を持っております。大きな災害が発生した場合、国や県、市町村等による公助が行き届くには時間がかかります。自分たちの命や財産を守り、自分たちの町は自分たちで守るという自主的な防災組織を地域の方々の手づくり、お互いに協力し合って災害に立ち向かうことが地域の防災力強化のためには必要であると考えております。

一方で、ご指摘のように、町の自主防災組織につきましては、新規組織の設立や既存組織での自主的な防災活動等による組織の活性化が停滞している状況ではないかというふうには、課題として認識しております。

町はこれまで、地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織のパンフレットの区長回覧等により、町民が自主防災組織の活動の重要性や役割を理解し、みずからが地域の防災の主役であるということ意識することにより、地域での自主的な防災活動につながることを目的とした広報活動等を行ってまいりました。また、町の総合防災訓練においては、区長を初めとしまして、町民へ自主的な参加を呼びかけ、消火器訓練や応急手当訓練などを通じて、町民の防災意識の向上に努めております。

平成29年度においては、5月の区長会議において、自主防災組織のパンフレットを改めて配付し、区長各自が自主防災組織の必要性についての理解を深め、自主的な防災活動等につながることを期待して、自主防災組織の制度に対する説明を行いました。

また、昨年の12月議会定例会において、篠原議員からご質問をいただきました自主防災組織設置要綱につきましては、先行自治体等を参考とし、ことし1月に町の要綱を制定しております。町の要綱は、自主防災組織の規模を行政区を基本とすることや、組織の行うべき具体的な活動内容等について規定しており、自主防災組織の新規の設立や組織の再編時等に活用することを予定しております。

今後も、町は自主防災組織の役割や自助、共助の役割等について、町民等に対して広報等でより重ねて啓発を行ってまいります。また、区長会議等で、区長への自主防災組織の制度説明等を行うことにより、地域の防災意識の向上を図るとともに、新規組織の設立や既存組織の活性化に向けて、区長等への聞き取り等を行い、各地域での防災活動の現状を把握し、課題等についても整理していきたいと考えております。

なお、ご質問の中にもありましたが、町では平成29年度から、地域の防災リーダーとなり得る防災士の資格取得についての補助金を予算化しており、消防団の分団長、小隊長等経験者に対しても資格の取得を勧奨しておりますが、防災士の資格を取得した消防団員等が自主防災組織の教育訓練等において指導的な役割を担うことも期待しております。

今後も、町では、区長を初めとした地域の方々や、消防団の防災士資格取得者等の地域の防災リーダー、また、民生委員や関係機関等とも連携し、地域と一体となった防災活動を推進することにより、自主防災組織の対応能力の向上を目指すとともに、地域の防災力である自助、共助の意識を高め、安心安全に暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

そこで、関連して、避難所の対策について質問をいたします。

9月の定例議会においても質問がありましたが、河内町において避難場所の指定は幾つあるのか、旧村単位ごとに教えていただきたいと思っております。

また、指定場所ですけれども、区長会などで備蓄や位置も含め、これは提案なんですけれども、毎年のように説明というか、そういうのがありますというようなことをやったらどうかと考えます。それは、無意識的にその人たちが認識して、地震のときや水害のときに、避難命令が下ったときに避難すると、あそこに行くというようなことから、そう私は考えるんです。

また、特に水害では、利根川の想定浸水区域がどのくらいになるのか、公的な施設や避難場所などへの明示することはできないものか、せんだって町長と利根川下流事務所の所長さんとその辺も話をしたところですけども、担当課長に質問をいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

河内町における災害時等の避難場所、避難所につきましては、町地域防災計画におきま

して、現在、福祉避難所も合わせて21カ所の避難場所、避難所が指定されております。

生板地区では、生板小学校等6カ所、源清田地区では、みずほ小学校等3カ所、長竿地区では中央公民館等6カ所、金江津地区では金江津小学校等6カ所となります。なお、指定された各避難場所、避難所は、町の地域防災計画において、水害や震災等の対象災害に対して、どの施設が利用可能であるかが示されております。

町の避難場所、避難所について、区長会等で説明をすることにつきましては、自主防災組織についての説明とあわせて、今後行ってまいりたいと考えております。

次に、水害時の利根川の浸水想定水位を公共施設等へ表示することにつきましては、今後の課題とはなりますが、町は、ことし1月に東京電力のグループ会社である東電タウンブラウニング株式会社と地域貢献型電柱広告に関する協定を締結しております。地域貢献型電柱広告は、地域に密着した地元企業等が広告主となり、広告の一部を公共的な表示として提供する電柱広告となります。町は費用負担がなく、公共表示広告を掲出でき、広告主は地域貢献を目的として協賛ができるという特徴がございます。町はこの地域貢献型電柱広告も活用して、防災や防犯等に関する情報を提供することができますので、ご質問いただきました浸水想定水位についても、町民にわかりやすくお知らせすることに活用ができるのではないかと考えております。

また、公共施設等への浸水想定水位の表示につきましては、表示方法等について先行自治体の事例も参考とし、今後、検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、二つ目の質問ですけれども、災害時相互応援に関する協定に基づいて、協定市町村による避難の受け入れ施設や避難方法の協議を進めているということが9月の定例議会で答弁がありましたけれども、進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

水害時における広域避難につきましては、平成29年1月に、稲敷地方広域市町村圏内市町村間の3市3町1村による稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定を締結しております。この災害時相互応援に関する協定では、協定市町村がいずれかの協定市町村において災害が発生した場合に、被災した市町村に対する応急対策及び復旧対策について相互に応援することとなっております。

現在の進捗状況としましては、協定市町村の防災担当課において、広域避難計画案の作成に向けて、避難の受け入れ先や地区別の避難人数等の内容について協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

通告にはないんですけども、防災、減災について、総合的なお考えを雑賀町長、答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 諸岡議員、本当に河内町は利根川を背負っているし、南海トラフとか首都圏直下型地震ということで、本当にいろいろとお考えいただいて本当にありがとうございます。

実は、先ほどの中で、答弁にありました防災訓練、町のほうで各地区ごとにやって、それで、ことしから町民、河内全体ということで全体でやったのは4回目なんですけれども、ただ、この参加状況を見ますと、本当におっしゃるように、住民よりも開催しているほうの関係者のほうが多いようなときも実はありました。ですから、不思議なもので、自分の背中に火がつかないと人間はなかなか行動を起こさないんですね。7年前の震災が起きたときは、ああ、これは大変だということなんですけれども、また、時間がたつとともに、どうしても忘れてしまう。自分のところはないだろうというのが、誰しもきっと思われることだと思います。

やはり備えがなければ、いざというときに災害が甚大化するということで、私はそういう中で、先ほども自主防災組織、これの再編というか、これは各行政区ごとにつくったということなんですけれども、やはりこれを再編する必要があるのかなというふうに、実は感じます。というのは、人ごとではなくて、自分の身近なところでの自主防災組織というのが現実的には効果があるのだと思います。ですから、それを再編することによって、自分の町、自分の地域は自分で守ることがしっかりと認識してもらえるのかなというふうには、今までのお話を伺って、そう強く感じました。この自主防災組織の再編とともに、やはり代表者を招いて、今後の河内町の防災、減災についての積極的な話し合いをしたほうがいいんじゃないかと、実はすごく感じましたので、そのあたりを情報を流すだけじゃなくて、実際に再編をして、組織をつくって、その組織の代表者に来てもらって、防災の専門家も含めて、河内町の今後の防災のあり方について再検討する必要があるように、実はすごく思いました。そのような点を、しっかりと進めていかなきゃならないと思います。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） どうもありがとうございます。

私も東日本大震災の、東北地方を視察に行きましたけれども、やはり訓練や、そして自主防災組織等々をやっていたところは、かなりのパーセンテージで助かっていると。逆に、やっていなかったというか、全然やっていなかったところ、皆さんご存じのように、小学生の小学校がほとんど全滅で、津波もかぶったというようなことがあります。いずれにし

でも、この自主防災組織を含めて訓練、危機感を持ってこれからも町当局におかれましてもお願ひしたいと思います。

次に、かわち直販センターについて質問をいたします。

2月に、かわち直販センターに関する施設の明け渡しについて、一審の判決が言い渡され、町のほうが全面勝訴とのことで、町からの広報で配布なされました。それについて、担当課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターの明け渡し等の訴訟に係る判決について、これまでの経緯を含め、ご説明いたします。

株式会社ふるさとかわちは、町の施設であるかわち直販センターの指定管理期間、いわゆる施設を使用できる期間の期限である平成28年8月31日が終了したにもかかわらず、同施設から退去せず、その後も占有権限のないまま、管理運営を続けていました。このため町は、同年12月7日、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に同社を相手取り裁判を起こすに至りました。そして本年2月5日、これまでの審理が終結し、町が裁判で求めていた主張を認める判決が次のとおり、ありました。

1点目は、株式会社ふるさとかわちは、河内町に対し、かわち直販センターの建物を明け渡すこと。

2点目に、株式会社ふるさとかわちは、河内町に対し、平成28年9月1日から、かわち直販センターの建物の明け渡し済みまで、1カ月22万8,591円の割合による使用料相当損害金を支払うこと。

3点目は、訴訟費用は、株式会社ふるさとかわちの負担とすること。

以上の判決の内容につきましては、町のホームページ並びに全戸配布により町民の皆様にお知らせするとともに、かわち直販センターへの利用出荷登録を希望されている方々にもお知らせをいたしました。

これまで町では、リニューアルオープンに向けた施設改修について、着手ができないことに加え、地方創生交付金の交付対象事業としての活用ができないという不利益な状況となっており、町民の皆様や利用出荷登録希望者の方々への迷惑を避けるためにも、この判決に従い速やかに同施設を明け渡すことに期待をしておりました。

しかしながら、既に株式会社ふるさとかわちにおいては、この判決を不服として高等裁判所へ控訴状の提出があったことを確認をしております。

この結果を受け町では、これまでの町の主張が同じく認められるよう、裁判所に対して引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 今、答弁の中にも、リニューアルという話が出ましたけれども、たしか前も私、質問したと思うんですけども、内閣府から、リニューアルに関して、交付金は返納というか取り下げられないかと思っておりますけれども、今後それをする場合、再申請、それはできるのか、また、その財源の確保はどのようにするのか、担当課長のほうにお願いしたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問について、お答えさせていただきます。

かわち直販センターのリニューアルに伴う改修費につきましては、国が進める地方創生関連事業の平成28年度新型交付金であります地方創生推進交付金の交付対象事業として、事業計画期間3カ年の採択を受け、直売所リニューアル事業として、平成28年度の申請では内装改修工事のほか販売促進を目的とした売り上げ改善計画策定業務、販売管理システム作成業務及び六次化製品の製造機器購入費など、交付対象事業といたしまして、3,750万円の交付決定を受けたところでございます。そのうち、国からは交付対象事業費の2分の1であります1,875万円が交付される見込みでありました。

また、交付金の対象外となりますが、町の単独事業費として、直売所の外構及びトイレの改修工事費等1,450万円を含めて、今年度、平成29年度への繰り越し事業として予算計上したところでございます。

平成29年度は、直売所の販売促進プロモーション事業として500万円を予定しておりましたが、坂本経済課長のほうから説明がありましたとおり、直販センターにつきましては現在も係争審議中ということで、これらの事業は着手することができない状況となっていることから、平成28年度及び平成29年度分の交付金は申請を取り下げたところであります。

当該交付金は、申請期間が3カ年の事業であることから、来年度に、これまでに取り下げた事業費を計画変更申請ということで再申請することが可能なものか県の担当課に協議いたしました。係争審議が解決していない時点での申請は難しいとのことであります。

また、全ての審議の解消を待ってからの交付金の申請、国からの承認を得たとしても、来年度中に全ての事業を完了するためには、期間的なことを考慮すると、かなり難しいものと考えられることから、係争審議後に速やかに直売所のリニューアル事業に着手するには、改修にかかる事業費は、町の一般財源、単独での予算計上、予算措置となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

最後の質問になります。以前も私、質問したんですけども、要は高裁に控訴されたということで、裁判が解決するまでの間、先ほど担当課長が言った再出荷希望者に対して、何か検討はできないものか、前も私、質問しているんですけども、そしてまた、リニュー

ーアルオープンまでの準備をどのようにするのか、以前も尋ねましたけれども、それと、仮に町のほうが勝訴していただかないと困るんですけれども、今現在、働いている人の採用はしていただけるのかどうか、これは担当課長に答弁を求めて、最後に、雑賀町長にこのことに対して総合的なお話を聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

利用出荷登録希望者の方々への対応につきましては、お申し込みをいただいてから長期間お待たせしている状況となっておりますので、現在の農産物等の出荷状況などをお尋ねし、近隣の直売所などへの出荷先のあっせんのご案内に加え、現在町では、ふるさと寄附をされた方への返礼品の出品者の募集を行っておりますので、その出品についてご案内することもあわせて対応したいと考えております。

今後は、利用出荷の意向確認をさせていただき、既に、ほかの直売所などに出荷されていてお待ちなのか、かわち直販センターへ初めて出荷することを前提にお待ちいただいているかなどの調査を行った上、個別にご意見を伺いながら対応したいと考えております。

次に、今後のリニューアルオープンまでの準備につきましては、出荷者の方々の運営体制を整備するための出荷者協議会の設立やリニューアル施設の整備計画などを予定しておりますが、その対応する時期につきましては、今後の控訴審での推移を勘案しながら適時行ってまいりたいと考えております。

また、かわち直販センターの施設管理等にかかわる臨時職員の採用につきましても、あわせて今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 非常にこの問題は、今、裁判という中で、法的な中で対応をしている状況であります。日本というのは法治国家ですから、やはりお互いの主張がぶつかった場合には、司法の判断を仰がなければならないわけでございます。ですから、そういう意味において、龍ヶ崎の裁判所からは2月5日に判決をもらったわけですが、不服という形で控訴されているという現状がございますので、やはり今、これから行われる裁判の成り行きを見ていかなければならないというふうには思っております。

現実的には、そういう状況でございますので、あらゆることを想定をしながら、今後も対応をしていかなければならないというふうには思いますけれども、問題は、結果が出た中で、それをしっかりと司法の判断を受けとめていただいて、それに従っていただけるような形しかないのかなというふうには考えております。

今の時点では以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

いずれにしても、本当、今、町長言われましたように、早く解決して、町の運営する主体となる、特に町は六次産業化を進めていろいろなものを、またふるさと納税に対してのお客さんもかなりお金が上がっている、それも直売所でやろうとしている中で、小さな拠点づくりというようなことも第5次総合計画にもありますが、本当に早急な解決を望み、町の発展になりますよう解決を望んで質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

5分間の休憩といたします。

退席を許します。

午前11時22分休憩

午前11時29分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

○議長（野澤良治君） 日程2、議案第1号 河内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第4号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町学校給食実施

に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 6、議案第 5 号 河内町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 河内町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 6 号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 8、議案第 7 号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第8号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第9号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第10号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第11号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程13、議案第12号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第13号 平成29年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成29年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程15、議案第14号から議案第20号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成30年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長大野佳美君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長大野佳美君登壇〕

○予算審査特別委員長（大野佳美君） 予算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る3月8日開会されました平成30年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を報告いたします。

議案第14号 平成30年度河内町一般会計予算

議案第15号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成30年度河内町介護保険特別会計予算

議案第17号 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第18号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成30年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成30年度河内町水道事業会計予算

以上7議案について、3月8日、9日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上、審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等につきまして十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げます。予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

平成30年3月16日

予算審査特別委員会委員長 大野佳美

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第20号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

議案第14号から議案第20号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 本日提出されました日程16につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 本日提出いたしました議案第22号 河内町特別職の給与の減額に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、本年4月に支給される町長の給料の額、同じく4月及び5月に支給される副町長の給料の額を10%減額するため、本条例を制定するものです。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程16、議案第22号 河内町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第22号 河内町特別職の給与の減額に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は、特別職の職員のうち、町長にあっては平成30年4月に、副町長にあっては同年4月及び5月に支給される給料月額について、それぞれ10分の1を減額するものであります。条例の施行日は平成30年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第22号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 河内町特別職の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程17、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成30年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員